

佐賀県選挙管理委員会告示第 43 号

佐賀県の区域において佐賀県知事選挙が行われることとなったため、平成 26 年 11 月 27 日から佐賀県知事選挙の期日までの間、当該区域においては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 7 項（第 75 条第 5 項、第 76 条第 4 項、第 80 条第 4 項、第 81 条第 2 項及び第 86 条第 4 項において準用する場合を含む。）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条並びにこれらの法律の基づく政令の規定による直接請求又は解職の請求のための署名を求めることはできない。

平成 26 年 11 月 26 日

佐賀県選挙管理委員会委員長      大 川 正 二 郎